

【 概略図の記載方法等について 】

①「自治体名」には、都道府県名または市区町村名を記載すること。なお、市区町村名を記載する際には、都道府県名も併せて記載すること。

②「事業種類」には、以下のいずれかを記載すること。

なお、自治体において複数の事業を実施している場合には、以下の事業種類ごとに、それぞれ概略図を作成すること。

- ・ 8020 運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- ・ 8020 運動及び歯科口腔保健の推進に資するための事業
  
- ・ 口腔保健支援センター設置推進事業
- ・ 歯科疾患予防事業（ア. フッ化物洗口等）
- ・ 歯科疾患予防事業（イ. 地域における口腔保健の推進に資する歯科疾患予防に関する取組）
- ・ 歯科健診（検診）事業
- ・ 食育推進等口腔機能維持向上事業
  
- ・ 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業
- ・ 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業
  
- ・ 歯科口腔保健推進体制強化事業
  
- ・ 歯科口腔保健調査研究事業
- ・ 多職種連携等調査研究事業

③「事業名」は、各自治体で実施する事業名（例：〇〇事業）を記載すること。

④「事業内容概略図」には、当該事業の具体的内容について、その仕組みも分かるよう、図を用いて分かりやすく記載すること。

⑤可能であれば、各事業の「事業内容概略図」とは別に、自治体における歯科保健事業全体の中での当該事業の位置づけが分かるような概略図を別途作成されたい。

なお、提出された概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。